

みなとアパートローン

(平成28年7月1日現在)

1. 商 品 名	みなとアパートローン
2. ご利用いただける方	<p>以下の項目を全て満たす個人の方</p> <p>(1) 借入時 20 歳以上の方</p> <p>(2) 日本国籍を有する方、又は永住許可を受けている外国人の方</p> <p>(3) 勤務地または居住地、並びに融資対象物件が当行の営業区域内にある方</p> <p>次の要件を満たす資産管理会社でのお借入も可能です。</p> <p>① 株式または出資金を全て代表者または親族が保有している。</p> <p>② 売上の 90%以上が不動産賃貸収入であり、代表者または親族の保有不動産の管理収入である。</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸住宅の建築または購入資金、改築資金（補修資金も含まれます） ・ 現在所有している賃貸住宅の底地買取資金 ・ 上記に係る他行借入れの借換え資金
4. ご融資金額	上限なし。
5. ご融資期間	35年以内（但し、建物の構造等により異なります。）
6. 金利種類	<p>(1) 変動金利型</p> <p>① お借入れ時の利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お借入れ時の利率は、3月1日または9月1日現在の当行変動金利型住宅ローン基準金利（以下「基準利率」といいます）を基準として、各々4月1日または10月1日から適用します。 ただし、臨時に、お借入れ時の基準利率の基準日および適用日を見直す場合があります。 <p>② お借入れ後の利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お借入れ後の利率は、年2回、毎年4月1日および10月1日を見直し基準日とし、4月1日の場合は前年10月1日の、10月1日の場合は同年4月1日の各々の基準利率を比較し、利率差が生じた場合、その差と同幅で変動します。 ただし、お借入れ後最初に到来する見直し基準日では、お借入れ時の利率の基準となった基準利率（原則、3月1日または9月1日の基準利率）と、見直し基準日の基準利率とを比較し、利率差が生じた場合、その差と同幅で変動します。 ・ 新利率の適用は、見直し基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用します。 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利選択型への切り替えはできますが、所定の手数料が必要です。 <p>(2) 固定金利選択型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2、3、5、10年の固定金利を選択できます。（特約手数料が必要です） ・ 固定金利選択期間中は金利の変動はありません。 ・ 選択期間終了時には、変動金利型へ切り替わりますが、その時点で再度固定金利を選択（手数料必要）することもできます。（その時点の利率が適用されます） ・ 固定金利型への切り替えはできません。 <p>(3) 固定金利型</p> <p>新規取扱いはありません。</p>

7. ご返済方法	毎月元利均等返済または毎月元金均等返済 ※借換え資金以外の場合、借入れ当初 1 年以内で元金返済据置（利息のみ支払）もできません。
8. 担保	融資対象不動産に対し、当行を抵当権者とする第 1 順位の抵当権を設定していただきます。 ※補修資金の場合のみ、対象不動産の借入金に対応した担保設定の後順位設定でもご利用いただけます。
9. 保証人	法定相続人、事業承継者等の方に連帯保証人となっていただきます（1 名以上）。 なお、担保物件の共有者も連帯保証人となっていただきます。 ※団体信用生命保険に加入しない場合は、原則法定相続人全員に連帯保証人となっていただきます。 資産管理会社でお借入される場合は、会社代表者および事業承継見込みの会社代表者の法定相続人等 1 名以上の方に連帯保証人になっていただきます。
10. 火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・建物については、火災保険に加入いただきます。 ・上記の火災保険の保険金請求権に対して、当行を質権者とする質権を設定していただくことがあります。
11. 団体信用生命保険	<p>加入は任意です。（資産管理会社でのお借入の場合はご利用いただけません）</p> <p>※団体信用生命保険に加入する場合の借入時年齢は 20 歳以上 70 歳以内、最終返済時年齢は 80 歳以内となります。</p> <p>※ご加入金額は、1 債務者につき 1 億円が上限となります。</p> <p>※ご加入される場合は、ご融資利率は年 0.3% 上乗せとなります。</p>
12. 手数料	<p>【新規取扱手数料】</p> <p>契約 1 件につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108,000 円</p> <p>【固定金利特約手数料】</p> <p>融資実行時・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,400 円</p> <p>固定金利再選択時・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,800 円</p> <p>【繰上返済手数料】</p> <p>変動金利型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰り上げ返済の場合・・・・・・・・・・ 8,640 円 ・一部繰り上げ返済の場合 <li style="padding-left: 40px;">毎月のご返済額を変更されない場合・・・ 8,640 円 <li style="padding-left: 40px;">毎月のご返済額を変更される場合・・・ 10,800 円 <p>固定金利選択型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご返済額が 1 百万円未満の場合・・・・ 21,600 円 ・ // 10 百万円未満の場合・・・・ 32,400 円 ・ // 10 百万円以上の場合・・・・ 54,000 円 <p>【金利種類の変更】・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,800 円</p> <p style="padding-left: 40px;">※固定金利選択型の固定期間中は、金利種類の変更は出来ません。</p> <p>【その他の条件変更】・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,400 円</p>

13. そ の 他

印紙代、登記費用等が別途必要です。

金利、返済額の試算等については窓口へお問い合わせください。

アパートローンのお申し込み時には、確定申告書・納税証明書等ご所得の確認ができる資料をご提出いただきます。また、ご融資以降につきましては、毎年、確定申告書のご提出をお願いいたします。

資産管理会社でご利用の場合は、ご融資以降も毎年決算書のご提出をお願いいたします。また、資産管理会社については、当行所定の条件を継続的に満たしていただくようお願いいたします。

〔みなとアパートローン〕

以上

当行が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 (一般電話から)

または 03-5252-3772 (携帯・PHSから)